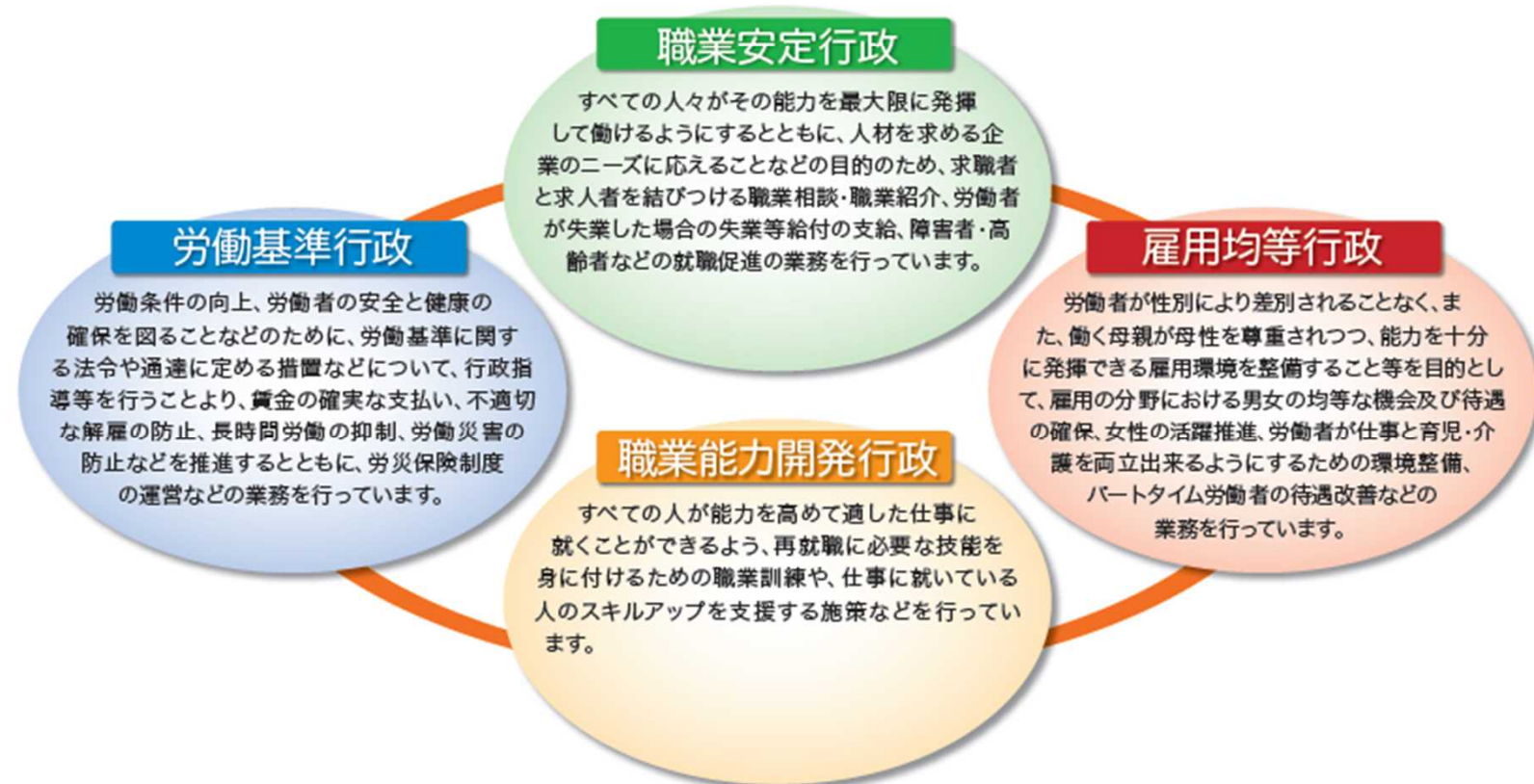


都道府県労働局の役割

都道府県労働局は、働く人のため、仕事の確保（職業安定行政）、労働環境の整備（労働基準行政）、職業能力の向上（職業能力開発行政）、雇用機会の均等確保（雇用均等行政）など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うための、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと、広く接し、さまざまな相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

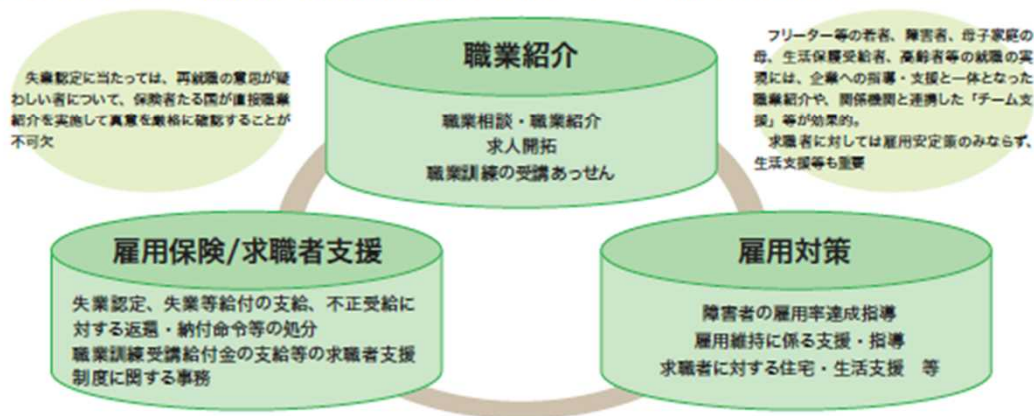


採用後は、ほとんどの職員がハローワーク等で職業安定行政に従事することになります。

主な業務内容

職業安定行政に関する業務

就職を希望する全ての人を支援するため、職業紹介・雇用保険・求職者支援・雇用対策を一体的に実施することが重要です。これらの業務は、都道府県労働局の職業安定部とハローワークが行っています。



ハローワークの由来

「ハローワーク」という名称は、公共職業安定所が、地域にいっそう親しまれる機関となることを目指して、全国から愛称を募集・選定し、平成2年から全国の公共職業安定所で使用しています。

この愛称の「ハロー」というあいさつの言葉には、「出会い」を大切にす職業安定行政の精神が込められています。

ハローワークの業務

1 雇用保険に関する業務

① 失業者、在職者に対する業務

失業者に対しては、雇用保険の受給資格決定や失業認定、失業等給付の支給などの業務を行います。

また、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする教育訓練給付の支給決定などの業務を行います。

② 事業主に対する業務

事業主に対しては、雇用保険の適用や雇用保険被保険者の資格の取得、喪失の手続を行います。

雇用保険制度

雇用保険制度は、①労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を行うとともに、②失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業(雇用安定事業・能力開発事業)を行う雇用に関する総合的機能を有する制度です。

2 職業紹介に関する業務

① 求職者に対する相談、援助等

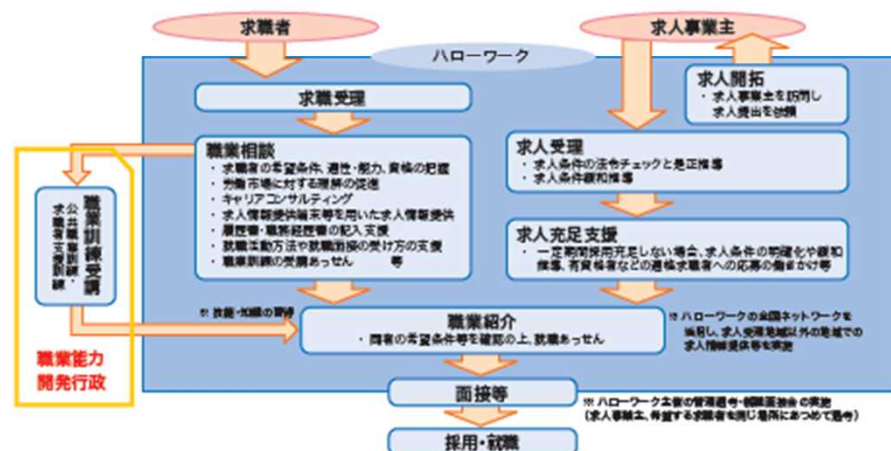
求職者に対しては、職業相談を通して、希望条件や能力と適性等を把握し、求人情報の提供、職業紹介、職業訓練の受講あっせんなどを行っています。

また、必要な場合は、キャリアコンサルティングや面接のトレーニングなどを行い、求職者の再就職の実現を図っています。

② 求人者に対する相談、援助等

求人者に対しては、求職者情報の提供や求人条件に関する指導だけでなく、雇用促進のための各種助成金に関する業務を行っています。

また、職員が自ら企業を訪問し、求人の掘り起こしを行っています。その他、高齢者や障害者、新規卒卒者などを対象とした合同就職面接会の開催などのマッチング業務を実施しています。



このほか、子育て中の人、学校卒業予定者や非正規雇用の若者、障害のある人などへの就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」など、さまざまな専門窓口を開設し、支援を実施しています。

職業能力開発行政に関する業務

すべての人が職業能力を高めてその能力に適した働き方ができるよう、離職者等を対象とした公的職業訓練、企業による人材育成の支援、技能検定等の職業能力評価体制の整備や個人の主体的なキャリア形成の支援など、働く人のスキルアップを支援することが重要です。

これらの支援施策をより地域の実情に応じきめ細やかに実施するため、国の職業能力開発行政の拠点として労働局の主に地方訓練受講者支援課(室)等が業務を担っています。

労働局では、公的職業訓練の受講あっせんや訓練受講者への就職支援等に係る事務のほか、公的職業訓練をより一層効果的に実施するため、地域における、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や都道府県をはじめとした関係機関との密接な連携や、総合的な訓練計画の策定を行っています。また、キャリア・プランニングなどに利用できるジョブ・カードや、労働者の社会的な評価の向上や技能習得意欲の増進のための技能検定制度の普及・促進、労働者のキャリア形成に役立てるために利用できる助成金に係る業務や地域若者サポートステーションにおけるニート等への就労支援などの業務を行っています。

入省後について

入省後の配属先について

原則として、労働局やハローワークなどで職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等を行います。具体的には原則として以下の部署へ配属されます。

- ① 都道府県労働局総務部、職業安定部（※）、雇用環境・均等部（室）
- ② ハローワーク
- ③ 労働基準監督署（業務課）

※需給調整事業部が設置されている場合は、需給調整事業部も配属の対象となります。

都道府県労働局は、全国を10ブロックに区分して各ブロックごとに職員を採用しており、南関東ブロックは**千葉・東京・神奈川・山梨**のいずれかの労働局、労働基準監督署、ハローワークに配属されます。

キャリアパス（人事異動）について

原則として、定期的（おおむね2年）な人事異動により、労働局・ハローワーク・労働基準監督署間の異動を含め、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等のさまざまな業務を経験し、労働行政全般についての知識を身につけていただきます。

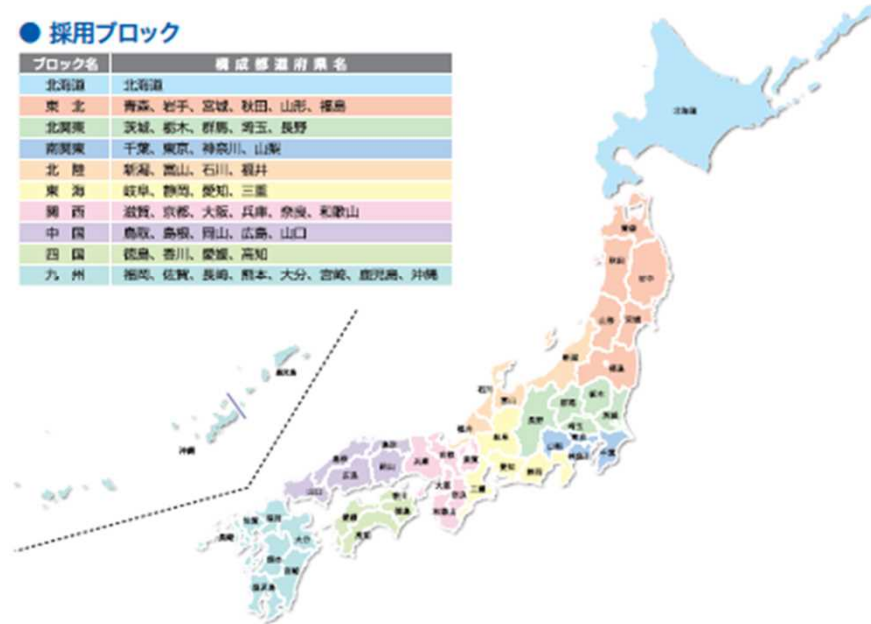
また、原則として（人事配置の都合による時期の変動等は起こりえますが）、入省後、本人が定着を希望する労働局（定着局）に2年配置され、その後、ブロック内の他の労働局を4年間で2箇所経験し、おおむね7年目以降は定着局に配置されます。さらに、労働局・ハローワークの幹部昇任時にもブロック内での他の労働局への異動（おおむね2年程度）を行うこととしています。ただし、他の労働局への異動時期に、育児、介護等の家庭の事情などがある場合には、本人の希望を尊重の上、異動時期などに配慮することとしています。

なお、本人の希望などにより、他のブロックや本省への転動が行われることもあります。

これらの経験を通じて、労働行政のスペシャリストとして、ハローワークの窓口などでご活躍いただくことを期待しています。

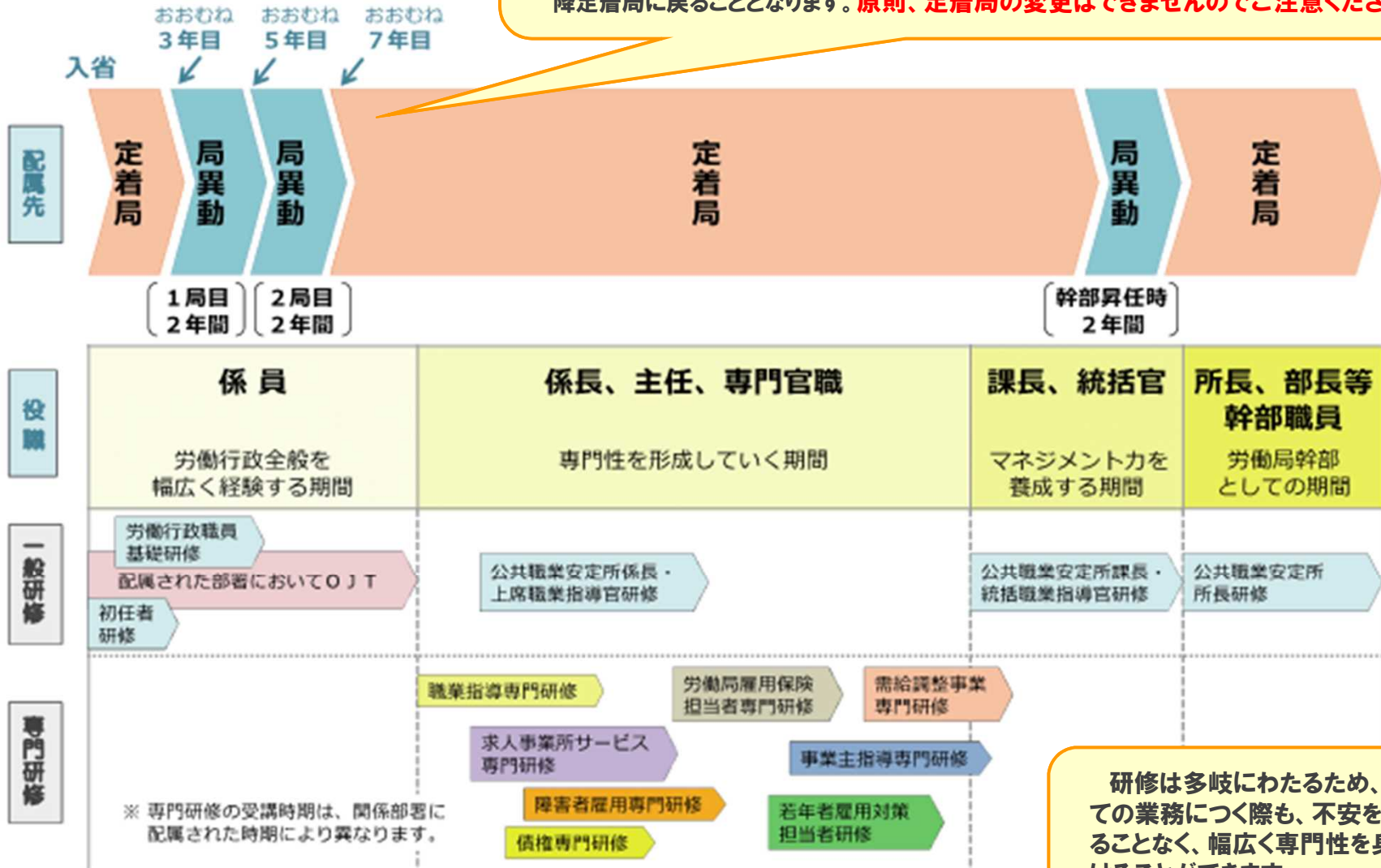
● 採用ブロック

ブロック名	構成都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、長野
南関東	千葉、東京、神奈川、山梨
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



キャリアパスの例

広域的な業務経験の蓄積や、広範囲な業務分野を経験することによって、労働行政を総合的にとらえることのできる職員を育成するために、労働局間の転勤を行います。具体的には、採用後は原則として、本人が定着を希望する労働局(以下、「定着局」という。)に、おおむね2年間勤務し、その後ブロック内の定着局以外の労働局を2局4年間勤務し、7年目以降定着局に戻ることとなります。**原則、定着局の変更はできませんのでご注意ください。**



研修は多岐にわたるため、初めての業務につく際も、不安を感じることなく、幅広く専門性を身につけることができます。

※ 専門研修の受講時期は、関係部署に配属された時期により異なります。